

記事提供：日本年金機構 年金事務所
全国健康保険協会 茨城支部

発行：一般財団法人 茨城県社会保険協会
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F
TEL.029-226-8005

社会保険

いばらき

6

7月は算定基礎届の提出時期です

2021 June
NO.515

- 月額変更届について
- 早期受診で重症化を予防しましょう
- ジェネリック医薬品の普及を推進しています
- 茨城県社会保険協会費納入のお願い
- 7月の出張年金相談



あじさい祭り（撮影：土浦市）：日本写真家協会会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

日本年金機構からのお知らせ

7月は算定基礎届の提出時期です。

被保険者の実際の報酬と年金事務所に届出している標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、7月1日現在で勤務している全ての被保険者に、4・5・6月に支払った報酬を算定基礎届により届出していたら、この届出内容に基づき毎年1回、標準報酬月額を決定し直します。

算定基礎届により決定された標準報酬月額は9月分から翌年8月分までの各月に適用され、保険料の計算や健康保険の給付額、将来受け取る年金額等の計算の基礎となります。

なお、算定基礎届の用紙は令和3年6月中旬より、順次、事業所あてに送付いたします。

1 対象となる方

算定基礎届の提出の対象となる方は、7月1日現在の全ての被保険者です。ただし、次に該当する方は算定基礎届の提出は不要です。

- (1) 6月1日以降に資格取得した方
- (2) 6月30日までに退職された方
- (3) 7月・8月・9月改定の月額変更届を提出する方

なお、8月・9月改定の月額変更届に不該当であることが判明した場合は、速やかに算定基礎届を提出してください。

2 届出の内容について

(1) 報酬月額

算定基礎届で届出する報酬月額は、4・5・6月の各月に支払われた報酬を記入してください。例えば、3月1日から31日までの分を4月10日に支払う場合、名目は3月分であっても4月に受けた報酬として記入します。また、記入する報酬は金銭・現物を問わず、労務の対象として支払われたものすべてで、税金等を控除する前の総支給額となります(現物で支給されるものは金銭に換算して現物の欄に計上します)。

(2) 支払基礎日数

支払基礎日数とは給与計算の対象となった日数をいいます。日給制の場合は出勤日数、月給の場合は出勤日数に関係なく、給与計算期間の暦日数が支払基礎日数となります。ただし、月給の場合で欠勤日数が差引かれる場合は、就業規則等により会社で定められた日数から欠勤日数を差引いた日数が支払基礎日数となります。対象となるのは支払基礎日数が17日以上あることが必要とされており、17日未満の月は除外して平均額を出します。

(3) 短時間就労者(パートタイマー等)の場合

- ① 4・5・6月の3か月のうち、支払基礎日数が17日以上ある場合は、その月の報酬総額を平均して標準報酬月額を決定します。
- ② 4・5・6月の3か月のうち、支払基礎日数がいずれも17日未満の場合は、3か月のうち支払基礎日数が15日以上ある月の報酬総額を平均して標準報酬月額を決定します。
- ③ 4・5・6月の3か月のうち、支払基礎日数がいずれも15日未満の場合は、従前の標準報酬月額で定時決定します。

(4) 特定適用事業所に勤務する短時間労働者(※1)の場合

短時間労働者の算定基礎届は4・5・6月の支払基礎日数が11日以上ある月の報酬で決定することとなります。

※1 短時間労働者とは、所定労働時間及び所定労働日数が一般の社員の4分の3未満で、下記の5要件をすべて満たす方が該当になります。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上あること
- ② 雇用期間が1年以上見込まれること
- ③ 賃金の月額が8.8万円以上あること
- ④ 学生でないこと
- ⑤ 常時501人以上(※2)の企業(特定適用事業所)に勤めていること

※2 平成29年4月からは被保険者が500人以下であっても

- ① 労使合意に基づき申出をする法人・個人の事業所

②地方公共団体に属する事業所
も新たに厚生年金等の適用対象となっています。なお、国に属する全ての事業所については、平成28年10月から適用拡大を開始しています。

3 届出方法

(1) 提出方法

7月1日現在全ての被保険者に係る被保険者報酬月額算定基礎届を7月12日までに下記事務センターへ郵送又は、**電子申請による届出**をお願いします。ただし一部の事業所については算定基礎届の提出に合わせて調査を実施しております。今年度調査の対象となる事業所には、提出日、提出方法、提出場所等について別途ご連絡をいたしますので、ご協力をお願いいたします。

(2) 提出いただく書類等

① 算定基礎届

期限までに提出していただきますよう、お願いいたします。

月額変更届について

被保険者の報酬が昇(降)給など、固定的賃金の変動に伴って以下の要件に該当したときは、定時決定(算定基礎届)を待たずに標準報酬月額が改定されます。これを随時改定といいます。

1 随時改定に該当する方

次の3つのすべてに該当する方は月額変更届の提出が必要になります。

- (1) 昇給や降給等により固定的賃金に変動があった。
- (2) 変動月から数えた3か月間に支給された報酬(総支給額)の平均月額に該当する標準報酬月額と、これまでの標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた。
- (3) 3か月とも支払基礎日数が17日(特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日)以上ある。
ただし、固定的賃金が上がったのに残業手当などの非固定的賃金が減ったため、標準報酬月額が下がった場合や、固定的賃金が下がったのに非固定的賃金の増加で標準報酬月額が上がった場合は対象外となります。

2 固定的賃金の変動

固定的賃金とは、毎月の支給額や支給率が決まっているものをいいますが、その変動には次のような場合が考えられます。

- (1) 昇給(ベースアップ)、降給(ベースダウン)
- (2) 給与体系の変更(日給から月給への変更等)
- (3) 日給や時間給の基礎単価(日当、単価)の変更
- (4) 請負給、歩合給等の単価、歩合率の変更
- (5) 住宅手当、役付手当、家族手当等の固定的な手当の追加、支給額の変更

3 届出方法

随時改定に該当した場合は、月額変更届に記載して下記事務センターへ郵送又は**電子申請による届出**をお願いします。

算定基礎届・月額変更届の送付先

〒330-8530 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-20 住友生命浦和テクノシティビル3階
日本年金機構 埼玉広域事務センター

〈届書の作成や電子申請の方法に関するお問い合わせ先〉

詳しくは**日本年金機構のホームページ** (<http://www.nenkin.go.jp/>) をご覧いただくか
年金加入者ダイヤル (0570-007-123) (050で始まる電話でお掛けになる場合は03-6837-2913)
又は**お近くの年金事務所**へお問い合わせ下さい。

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

健診結果「要治療」を放置していませんか？ 早期受診で重症化を予防しましょう

協会けんぽ茨城支部では、健康診断の結果、「要治療」と判定されながら医療機関を受診していない方あてに、医療機関への受診を促す案内を送付しています。

高血圧の場合

- 収縮期血圧が160mmHg以上
または
- 拡張期血圧が100mmHg以上

治療しないと

脳梗塞等のリスクが高まる



協会けんぽから受診を呼びかける案内を送付しています

糖尿病の場合

- 空腹時血糖が126mg/dl以上
または
- HbA1c(NGSP)値が6.5%以上

治療しないと

壊疽により四肢切断、網膜症による失明等の恐れ



特に数値の高い方には、お電話でもご連絡しています

※委託機関(株式会社エム・エイチ・アイ)よりご連絡いたします。

過度な受診控えをしていませんか？

新型コロナウイルス感染症への感染の懸念から、受診控えが見受けられます。過度な受診控えは、健康上のリスクを高めてしまう可能性があります。日頃の健康管理や健康診断は重要です。適切に医療機関を受診し、重症化する前に予防しましょう。

がん罹患数の上位5部位

	1位	2位	3位	4位	5位
男性	前立腺	胃	大腸	肺	肝臓
女性	乳房	大腸	肺	胃	子宮

(出所) 国立がん研究センター
がん情報サービス「がん登録・統計」
(2017年全国がん登録)

協会けんぽの「生活習慣病予防健診」はがん検診が充実

協会けんぽでは、被保険者(お勤めされているご本人)を対象にがん検診も含まれている「生活習慣病予防健診」を受診できます(受診費用の一部補助あり)。生活習慣病の予防、病気の早期発見のために必ず受診しましょう！

一般健診



がん検診

- ✓ 肺がん検診
- ✓ 大腸がん検診
- ✓ 胃がん検診
- ✓ 乳がん検診…偶数年齢の女性
- ✓ 子宮頸がん検診…偶数年齢の女性

生活習慣を見直そう～生活習慣改善10カ条～

健康な体であり続けるには、まず自分の生活習慣を見直すことが必要です。何気なく過ごしている生活が、あなたの健康を脅かす要因になっているかもしれません。未来の自分のために・家族のために生活習慣を改善しましょう。

- ① 適度な運動を毎日続けましょう
- ② 今すぐ禁煙をしましょう
- ③ 塩分は控えめにしましょう
- ④ 脂っぽいものは控えましょう
- ⑤ 主菜は“肉より魚”を心掛けましょう
- ⑥ 野菜をたっぷりとりましょう
- ⑦ お酒はほどほどにしましょう
- ⑧ 毎食後歯を磨きましょう
- ⑨ 自分に合った方法でストレスを解消しましょう
- ⑩ 規則正しい睡眠で十分な休養をとりましょう



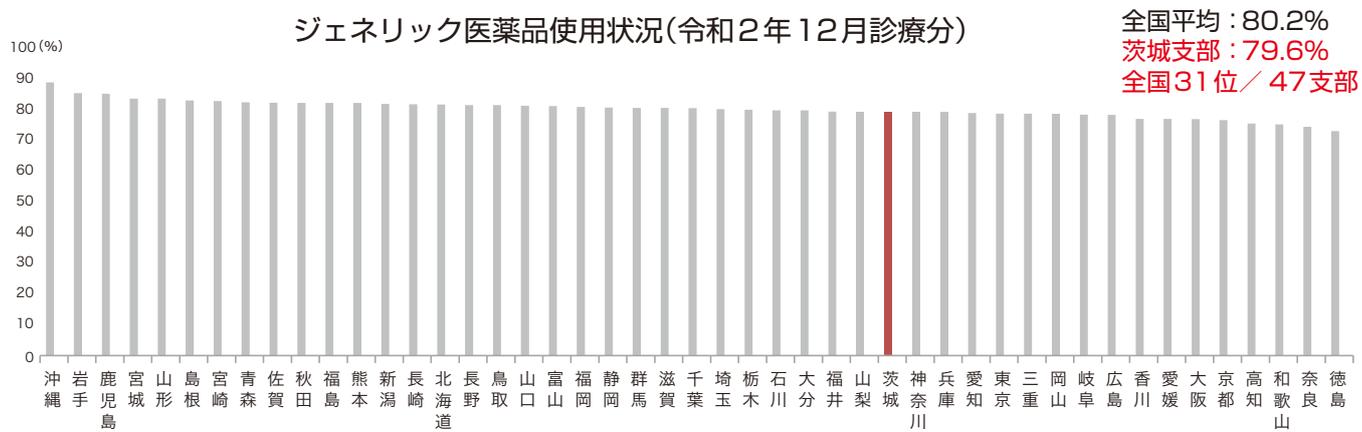
お薬代が節約できる！ ジェネリック医薬品の普及を推進しています

協会けんぽでは、加入者の皆様のお薬代の負担軽減や健康保険財政の改善につながり、医療費や保険料率の伸びを抑えられることから、ジェネリック医薬品の普及を推進しています。

ジェネリック医薬品ってどんな薬？

<div style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">安心</div> <p>効き目や安全性が、先発医薬品と同等であると国から認められたお薬です。</p>	<div style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">安価</div> <p>先発医薬品の有効成分を利用しているため、価格は5割程度安くなる場合があります。</p>	<div style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">改良</div> <p>大きさを小さくしたり、服用しやすい味・形に改良されています。</p>
---	--	---

5人に4人がジェネリック医薬品を選択しています！



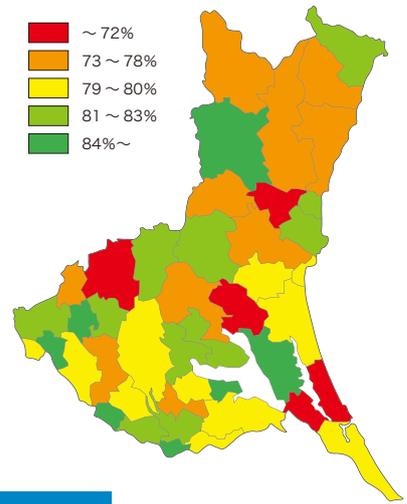
～ジェネリック医薬品の使用割合を全支部で 80%以上を目指しています～

ジェネリック医薬品への切り替えは、個人の薬代の負担軽減だけではなく、高齢化等により今後も上昇が見込まれる医療費の抑制にもつながります。医療保険財政の厳しさが続く中で、国民皆保険制度を維持していくためにも、ジェネリック医薬品の切り替えにご協力をお願いいたします。

ジェネリック医薬品に切り替えるためには…

- かかりつけ医やかかりつけ薬局に相談してみましょう。
- ジェネリック医薬品希望シールを配布しています。
保険証やお薬手帳に貼付して、診療時にご提示下さい。
シールをご希望の方は、協会けんぽまでご連絡ください。

市町村別ジェネリック医薬品使用状況 (令和2年10月診療分)



ジェネリック使用割合が保険料率に影響します

平成30年度より導入された「インセンティブ制度」により皆様の取り組みが保険料率に反映される仕組みとなりました。その取り組みの5つの指標の一つに「ジェネリック医薬品の使用割合」が含まれています(令和3年度の取り組みは令和5年度の保険料率に反映されます)。取り組みへのご理解とご協力をお願いします。

茨城県社会保険協会よりお知らせ

令和3年度社会保険協会費納入のお願い

茨城県社会保険協会では会員である事業主さまのご協力のもと、社会保険制度の普及発展や、会員事業所の被保険者やご家族の健康と福利増進のため、各種事業を行っております。これらの事業は会員事業主さまよりお納めいただいた会費（年会費）により運営されております。

令和3年度分の会費の納付書につきましては、4月9日に会員事業所さま宛てお送りしており、すでに多くの会員事業主さまから納付をいただいておりますが、まだ納付されていない事業主さまにおかれましては、お手元の納付書または振込等により納付していただきますようお願い致します。

なお、納付書が見当たらない場合は再交付をいたしますので、茨城県社会保険協会（電話029-226-8005）あてご連絡ください。

出張年金相談のお知らせ

年金事務所による令和3年7月の出張年金相談の日時・会場は下記のとおりです。なお、相談にはどの会場も**事前の予約が必要**です。事前に該当の年金事務所へお電話のうえ、ご予約をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、一部の相談会場では規模を縮小したり、急きょ中止となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

7月の出張年金相談

年金事務所 予約先電話番号	日 時	会 場
水戸北年金事務所 029 (231) 2283	8日(木) 10:00～15:00	常陸太田市役所
	13日(火) 10:00～14:00	大子町役場
水戸南年金事務所 029 (227) 3278	8日(木) 10:00～14:30	鹿嶋市商工会本所
	13日(火) 10:30～14:30	神栖市商工会波崎支所
土浦年金事務所 029 (825) 1170	1日(木) 10:00～15:00	取手市商工会館
	30日(金) 10:00～15:00	龍ヶ崎市地域福祉会館
下館年金事務所 0296 (25) 0829	8日(木) 10:00～14:00	常総市商工会水海道事務所
	21日(水) 10:00～14:30	古河商工会議所
日立年金事務所 0294 (24) 2193	20日(火) 10:00～14:00	高萩市役所

※相談を受ける際には、運転免許証や住民基本台帳カードなどの顔写真付きの身分証明書をご持参ください。お持ちでない場合には、年金手帳または年金証書、健康保険証及び預金通帳など本人であることが確認できる書類を2つ以上提示していただきます。また、本人以外の方が相談される場合は委任状等が必要になりますので、事前に各年金事務所お客様相談室へお問い合わせください。